

三者連絡会（教授職員会、琉大労組、琉病労） ニュース 第55号

2012年11月20日

事務局・琉球大学教授職員会（内線 2023）

E-mail kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp

<http://www.cc.u-ryukyu.ac.jp/~kyoshoku/>

琉大労組（内線 2024） 琉病労（内線 7-2099）

団体交渉始まる！

琉球大学で働かれるすべての職員の皆さん！今年度の第1回目の団体交渉が11月14日（水）に行われました。交渉の席には、三者連絡会の代表者10名が出席し、役員会からは西川労務担当理事、総務部長、人事課長など6名が出席しました。

今回の大学当局から交渉事項として申し入れがあったのは、以下の2点でした。

大学当局からの交渉申し入れ事項

- ① 退職手当減額支給問題について（退職手当法改正）
- ② 給与削減問題について（人事院勧告）

どちらも先の臨時国会の審議の経過如何という前提付きの交渉事項でした。

まず①の退職金手当減額支給問題とは、年度途中の平成25年1月1日から26年7月にかけて、三段階に分けて退職金を15%、金額にしておよそ400万円を引き下げるという信じ難い改正についてです。これについて大学当局の説明は、退職金は個々の職員ごとに計算されたもので、大学に届く金額が引き下げられて支給されることから、その対応については学長以下、理事会に一任することが10月7日の経営協議会で了承されたことというものでした。そして、文科省からのメールによる「事務連絡」として、「支給率の段階的引下げ（早見表）」が資料として配布されました。

続いて②の給与削減問題は、人事院勧告による「昇給・昇格制度」の見直しについてで、「55歳以上の昇給原則禁止」と「世代間の給与の適正化」等、昇給幅を抑制するというものでした。

給与格差の更なる拡大を許さない！！

大学当局の説明では、本年度末に退職を迎える予定の職員の人数分を補てんするとなれば、およそ8000万円になると試算し、その対応も含めて検討を続けているとのことでした。併せて、先的大幅給与削減については、「補正予算の内示によって運営費交付金が8億6千万から7千万円程度であることが分かり、この間の給与削減を実施して生みだした5億6千万円との差額3億円を、今後どのように捻出するかだけでも大変」とのことでした。運営費交付金から8億6.7千万円が差し引かれるという事態を前に、職員の給与削減で5億6千万円を作り出そうとしたことが、果たして大学の管理運営上適切であったのかどうか。そのことを問い質すと、減額支給の開始時期や実施期間、そして減額支給対象の範囲等の条件設定に差異が生じ、7月より職員給与の削減が実施された大学が全国87大学中73大学に留まり、大学間の給与格差を更に拡大する事態を招いていたことが明らかとなると同時に、このような事態に対し、「外部資金に伴う間接経費の大きな大学は、そこから補てんして給与削減にはならなかった」と回答され、大学間における給与格差はやむ無しとの考えであることが明らかとなりました。

憲法違反は許さない!!

そもそも岩政学長は、私たち教職員に向けた「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律への対応について」で、給与の改正特例法が「東日本大震災の復興財源確保が目的である」こと、そして「国から130億円余の運営費交付金が投入されて大学運営されているということを踏まえると、国からの要請に適切に対応することが、重要であると考えます」と述べています。多くの職員は、「震災復興のために」と、文字通り身を切るような覚悟でいたことでしょう。

しかし、7月13日の行革推進本部の会合では、野田首相自らが行政改革の一貫として「国家公務員給与削減の実施」や「独法等の役職員の給与見直し」と述べており、当初の東日本大震災の復興財源確保という目的は踏みにじられ、さらにその後の報道でも明らかなように、削減された給与が震災復興に使われていないであろうことは明白となっています。

合理的理由の無い不利益変更は労働契約法に違反します。そして、政府が国立大学法人に賃下げを「要請」することは、国から独立した法人の労使交渉への国家権力の介入にほかならず、労働組合法や憲法に違反する行為です。これによって、すでに幾つかの大学では削減された給与の返還を求める法廷闘争が始まっています。

私たち三者連絡会は、7.8%の大幅給与削減を強行した大学当局が、最後まで団体交渉を拒否し、労使間において締結した「労働協約」を守らず、さらには法に定める過半数代表者の選出も行わぬまま、一方的に減額支給に踏み切ったことに強く抗議すると共にその返還を要求して参ります。

今こそ真に独立した大学運営を!!

そして、14日の団体交渉のその日、政府は11月16日の国会解散を決めました。これによって、一貫して国立大学法人の経営権を踏みにじるようなやり方と欺瞞だらけの詭弁を弄した政府は、いよいよその責任を放棄するのかもしれないと思いきや、国会解散の朝、急遽衆議院付託委員会を開催し、僅か45分間の審議で「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案」を可決しました。もはや暴挙というほかない法案通過は、続く参議院において、給与削減に続く退職手当削減は、国家公務員の生活を著しく損なうもので違憲行為ではないかとの指摘がありながら、それを無視してなりふり構わず強行可決したとの報告がありました。

これによって、団体交渉で②の給与削減問題として説明された2012年人事院勧告については、「東日本大震災の復興財源を確保するため公務員給与が特例で平均7.8%引き下げられていることから、さらなる給与の抑制は適切でない」と判断し、見送られた一方で、無謀とも言える①の退職手当削減支給問題は、すべての国家公務員及び独法等の職員に対して適応されることになりました。

三者連絡会は、「自主的・自律的な労使関係に基づいて」を枕詞とせず、大学当局が賃金についての労使交渉に真摯に向き合い、更なる不利益変更となる退職金手当減額とならぬよう、今こそ真に独立した大学に相応しい管理運営を強く求めて参ります。

尚、次回の団体交渉は11月22日（木）に行われることになりました。引き続き状況をお知らせして参りますので、よろしくご支援ください!

※学内広報 HP に「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案について」が掲載されています。（総務省 HP http://www.soumu.go.jp/menu_hourei/k_houan.html）